



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *25 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *26 和歌山県がん対策推進委員会規則の一部を改正する規則 (健康推進課)..... 1

○ 訓令

- *6 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令 (総務課)..... 1
- *7 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 2
- *8 和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令 (情報基盤課)..... 3

規 則

和歌山県規則第25号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則
職員の被服等の貸与に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。
別表第1の3の項中「人事課職員厚生室」を「職員課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県規則第26号

和歌山県がん対策推進委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県がん対策推進委員会規則の一部を改正する規則
和歌山県がん対策推進委員会規則 (平成27年和歌山県規則第40号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第11条 委員会の庶務は、福祉保健部 <u>福祉保健政策局健康推進課</u> において処理する。	(庶務) 第11条 委員会の庶務は、福祉保健部 <u>健康局健康推進課</u> において処理する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第6号

庁 中 一 般

総務管理局職員課長の職にある者を、地方機関等にあつては常時50人以上の職員が勤務する特定事業所以外の地方機関等の長（県立こころの医療センターにあつては事務局長。以下「地方機関等の長等」という。）の職にある者をもって充てる。

3 略

(委員会の庶務)

第20条 委員会の庶務は、県委員会にあつては総務部総務管理局職員課において、事業所委員会にあつては当該事業所において、衛生委員会にあつては当該地方機関等においてそれぞれ処理する。

(健康診断個人票の作成及び保管)

第34条 略

2 前項の規定にかかわらず、定期健康診断個人票については、職員課において電磁的記録により全職員分を一括して保管することとする。

3・4 略

(書類の提出)

第44条 この規程において、知事又は和歌山県総括安全衛生管理者に提出する書類は、総務部総務管理局職員課長を経由して提出するものとする。

別表第3 (第7条関係)

安全衛生管理者の所轄区域

安全衛生管理者	所轄する区域
総務部総務管理局職員課長	略
略	

別表第4 (第11条関係)

産業医選任事業所及び配置

選任事業所	選任産業医
本庁等	職員課医師
略	

総務管理局人事課職員厚生室長の職にある者を、地方機関等にあつては常時50人以上の職員が勤務する特定事業所以外の地方機関等の長（県立こころの医療センターにあつては事務局長。以下「地方機関等の長等」という。）の職にある者をもって充てる。

3 略

(委員会の庶務)

第20条 委員会の庶務は、県委員会にあつては総務部総務管理局人事課職員厚生室において、事業所委員会にあつては当該事業所において、衛生委員会にあつては当該地方機関等においてそれぞれ処理する。

(健康診断個人票の作成及び保管)

第34条 略

2 前項の規定にかかわらず、定期健康診断個人票については、人事課職員厚生室において電磁的記録により全職員分を一括して保管することとする。

3・4 略

(書類の提出)

第44条 この規程において、知事又は和歌山県総括安全衛生管理者に提出する書類は、総務部総務管理局人事課職員厚生室長を経由して提出するものとする。

別表第3 (第7条関係)

安全衛生管理者の所轄区域

安全衛生管理者	所轄する区域
総務部総務管理局人事課職員厚生室長	略
略	

別表第4 (第11条関係)

産業医選任事業所及び配置

選任事業所	選任産業医
本庁等	人事課職員厚生室医師
略	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第8号

庁中一般
各地方機関

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報処理規程（昭和62年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報統括責任者補佐) 第2条の3 略 2 情報統括責任者補佐は、<u>副知事が任命する。</u></p> <p>(有効利用の推進) 第3条 略 2 略 3 情報統括責任者補佐は、県行政運営の向上を図る上で必要があると認めるときは、<u>総務部総務管理局情報基盤課長</u>（以下「<u>情報基盤課長</u>」という。）が所管するコンピュータ（以下「<u>情報基盤課所管コンピュータ</u>」という。）の利用に関し、関係部局長又は主務課長等に必要な要請を行うものとする。</p> <p><u>第4条 削除</u></p>	<p>(情報統括責任者補佐) 第2条の3 略 2 情報統括責任者補佐は、<u>行政企画局長をもって充てる。</u></p> <p>(有効利用の推進) 第3条 略 2 略 3 情報統括責任者補佐は、県行政運営の向上を図る上で必要があると認めるときは、<u>総務部行政企画局情報基盤課長</u>（以下「<u>情報基盤課長</u>」という。）が所管するコンピュータ（以下「<u>情報基盤課所管コンピュータ</u>」という。）の利用に関し、関係部局長又は主務課長等に必要な要請を行うものとする。</p> <p>(<u>情報化の企画調整</u>) <u>第4条 情報統括責任者は、高度情報化施策の総合的な企画調整に当たっては和歌山県IT戦略本部に諮るものとする。</u></p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。